

平成 30 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請

記入例

提出日を記入

平成 30 年 5 月 1 日
黒滝村長 殿

必ず捺印してください

住所	奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地	整理番号	フリガナ クロタキ タロウ 黒滝 太郎 印										
		氏名	黒滝 太郎 印										
電話番号	0747-62-2031	個人番号	1	2	3	4	5	6	8	9	0	1	2
		性別	男						女				
		生年月日	明大		昭平		50		4		月 1		日

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

太枠内の赤字項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号、性別、電話番号、生年月日)を記入ください。

【ご注意ください】年内に記載内容に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書(第55号の6様式)の提出が必要です。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金に係る寄附金税額控除の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください。
(寄附をするごとに提出が必要です。)

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 30 年 5 月 1 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く)である場合に限り、チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第100条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第101条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者

ワンストップ特例申請で寄附する自治体数が年間で5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要する者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

●ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、所得税・住民税の控除が受けられる特例制度です。

●寄附をされる市町村に申請書を提出してください。(申請書は郵送又は窓口での受付のみとなります。)

●地方税法の規定により、ワンストップ特例申請された方が、確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により、確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。

◎ワンストップ特例の申請市町村数が年間で5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。(この場合は、確定申告・住民税申告をしてください。)

◎ご不明な点は、黒滝村役場 企画政策課 ふるさと納税担当(0747-62-2031)までお問合せください。

